

社会福祉法人青梅白寿会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青梅白寿会（以下、「当法人」という。）定款第10条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下、「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人定款第10条第1号により選任された者をいう。

(理事の報酬等)

第3条 非常勤理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤理事の報酬等)

第4条 前条の規定にかかわらず、常勤の理事に対しては、別表1による報酬は支給しない。

2 常勤の理事で法人及び施設の職員を兼務する者の勤務報酬は、給与規程によるものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会への出席及び監事の監査業務にあたった場合は、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員に当法人監事が充てられているため、苦情解決第三者委員として、法人並びに施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支給方法)

第7条 役員等（苦情解決第三者委員を兼務する役員を含む）に対する報酬等については、受領証と引き換えに現金でその都度支給する。

(出張旅費)

第8条 役員等が、研修等に出張するために要する費用は、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、当法人評議員会の議決により行うものとする。

(施行)

第10条 この規程は、平成29年6月10日付開催の当法人評議員会の議決により、平成29年7月1日より施行する。

附 則

平成31年 3月29日 一部改正

別表 1

1. 役員等の報酬の額

(1) 非常勤理事

理事会に出席する毎に 1回 10,000 円

(2) 非常勤監事

理事会に出席する毎及び監事の監査の実施について

1回 10,000 円

(3) 苦情解決第三者委員

法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたる毎に

1回 10,000 円